

「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」 中間とりまとめ

令和 6 年 12 月 18 日

地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議

※ 下記の内容は、公立中学校（義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校中学部を含む。）の生徒を主な対象としたものである。

なお、子供のスポーツ・文化芸術活動については、発達の段階に応じた機会を確保するのみならず、発達を見通して各学校段階の子供の活動の円滑な接続を図ることが望ましい。そのため、公立高等学校（中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部を含む。）の生徒を対象とした活動についても、その教育活動の多様性等に十分留意しつつ、今後の中学校における改革の進展を踏まえて必要な見直しの議論が行われることを期待する。

I 総論

1. 改革の理念及び基本的な考え方等

（１）改革の理念

- 急激な少子化が進む中においても、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実していくことが改革の主たる目的であり¹、当事者である生徒を中心に考え、地理的要因や障害の有無等に関わらず、生徒が希望する活動を主体的に選択できる環境の整備を図ることが重要である。
- そのためには、これまで学校単位で学校部活動として行われてきた生徒の自主的・主体的な参加によるスポーツ・文化芸術活動を、地域全体で関係者が連携して支え、豊かで幅広い活動機会を保障するという発想が重要である。
- 広く地域全体でスポーツ・文化芸術活動を充実させ、多様な活動機会が提供されることにより、子供や大人、高齢者や障害者の参加・交流も促進され、地域においてスポーツ・文化芸術活動を楽しむ人の広がりや増加、参加率の向上等、将来にわたったスポーツ・文化芸術の発展につながるだけでなく、スポーツ・文化芸術活動を通じた人々のウェルビーイングの向上や地域がもつ良さや魅力の再発見、まちづくり等の地域社会の維持・活性化につながることも期待される。

¹ 改革を実現するための手法を考える際には、教員勤務実態調査の結果や質の高い公教育の再生等の観点を踏まえつつ、学校教育の質の向上にも資する学校における働き方改革の推進を図ることや、適切な資質・能力を備えた指導者による良質な指導等を実現することについても考慮することが必要である。

- また、スポーツ²は、体力を向上させ、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものであり、文化芸術³は、人々の創造性を育み、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供するものである。こうしたスポーツや文化芸術の役割や意義も、この改革において尊重することが必要である。こうした役割や意義は、生涯にわたってスポーツや文化芸術と豊かに関わるために必要な資質・能力を育てるという、広い意味での教育上の意義を含むものである⁴。
- このような改革の理念を踏まえ、新しい地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革（以下「新しい地域スポーツ・文化芸術創造等」という。）の実行に向けて、これまでの取組を更に進めていくことが求められる。
- その際、この改革を機に、中学生のみならず全ての人々のスポーツ・文化芸術活動の充実に繋げていくという視点も重要であり、スポーツ基本法、文化芸術基本法において、地方公共団体が「地方スポーツ推進計画」、「地方文化芸術推進基本計画」を定めることが努力義務とされていることも踏まえ、各地域において、スポーツ・文化芸術に関する施策を総合的に推進する中で、部活動改革も計画的に進められることが期待される。

（２）地域クラブ活動の在り方

- 上記の理念に基づき、生徒の新たなスポーツ・文化芸術活動の場として創設される「地域クラブ活動」においては、生徒を中心に考え、豊かで幅広い活動が実現されるよう、これまで学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、新たな価値を創出することが重要であり、その際には、広い意味での教育上の意義を含めたスポーツ・文化芸術の役割や意義を、これからのスポーツ・文化芸術活動に期待される役割や意義として関係者において共有していくことが重要である。

＜地域クラブ活動において実現が期待される新たな価値の例＞

- ・ 生徒のニーズに応じた多種多様な体験（１つの競技種目等だけに専念するのではな

² スポーツは、世界共通の人類の文化であり、スポーツの意義や価値が広く国民に共有され、スポーツを「する」「みる」「ささえる」という様々な参画を通じて、より多くの人々がスポーツの楽しさや感動を分かち合い、互いに支え合う「スポーツ文化」の確立を目指して、様々なスポーツ施策が展開されてきている。

³ 文化芸術は、豊かな人間性を涵養するとともに、心豊かで多様性と活力のある社会を形成する源泉となりうるものであり、また、地域社会の基盤を形成し、人々の生活の礎となり、彩りと潤いを与えるものとして、人類にとって必要不可欠なものであることから、文化芸術の振興のため、様々な施策が展開されてきている。

⁴ 従来、学校部活動の意義・効果として、「スポーツの楽しさや喜びを味わい、生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続する資質や能力を育てる」、「体力の向上や健康の増進につながる」、「自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成する」、「互いに競い、励まし、協力する中で友情を深める」といったことなどが挙げられてきた（「運動部活動での指導のガイドライン」（平成25年5月文部科学省）等を参照）が、これらは、スポーツ・文化芸術活動自体に内在するものであり、学校の活動として行うか否かに関わらず、実現可能なものであると考えられる。

く複数の競技種目等に取り組むマルチスポーツや、スポーツと文化芸術の融合⁵、レクリエーション的な活動や柔軟なルール等に基づく多様な活動を含む)

- ・ 生徒の個性・得意分野等の尊重
- ・ 学校等の垣根を越えた仲間とのつながり創出
- ・ 地域の様々な人や幅広い世代との豊かな交流
- ・ 適切な資質・能力を備えた指導者による良質な指導
- ・ 学校段階にとらわれない継続的な活動（引退のない継続的な活動）及び地域クラブの指導者による一貫的な指導 等

○ 地域クラブ活動については、これまで、国の実証事業等を通じて各地域で様々な実践が積み重ねられており、具体的な実施形態や活動内容等は多様な形があり得るものである。地方公共団体においては、改革の理念や広い意味での教育上の意義を含めたスポーツ・文化芸術の役割や意義を踏まえて、地域において生徒の豊かで幅広い活動機会を保障するために、地域の実情等にあった望ましい在り方を見出していくことが重要である⁶。

また、各スポーツ・文化芸術団体においては、改革の理念等を踏まえつつ、既存の活動との関係性や地域クラブ活動の位置付け等を整理し、スポーツ・文化芸術の発展につなげていく方策等の検討を進めていく必要がある。

○ 上記のとおり、地域クラブ活動については多様な形があり得るものではあるが、民間のクラブチーム等との区別や質の担保等の観点から、国として、地域クラブ活動の定義・要件や認定する主体、認定方法等を示していく必要がある。その際、地域クラブ活動の多様な実態を踏まえるとともに、既に地方公共団体において実施されている認定等に係る実践例、公益財団法人日本スポーツ協会における総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度⁷の内容等も参考にすることが考えられる。

（３）地域全体で連携して行う取組の名称（「地域移行」の名称変更等）

○ 「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（令和４年１２月スポーツ庁・文化庁）」（以下「現行ガイドライン」という。）等では地域全体で連携して行う取組のうち、生徒のスポーツ・文化芸術活動の場を学校部活動から地

⁵ スポーツと文化芸術を二項対立で捉えるのではなく、両者を融合し、これらに対する生徒の欲求を豊かに高め、応えていくことで、ライフパフォーマンスを向上させ、自分自身あるいは仲間とともに困難を乗り越える力を育むことや、美しい振舞いを学んでいくことなども重要である。

⁶ その際には、生徒が、学業や家族・友人と過ごす時間、心身の回復のための時間等を十分に確保し、バランスの取れた生活を送ることができるよう、休養日や活動時間の設定を含め、適切な活動内容としていくことも求められる。この点に関して、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（令和４年１２月スポーツ庁・文化庁）」においては、スポーツ医・科学の知見も踏まえ、週当たり２日以上休養日を設けること、１日の活動時間は、長くても平日では２時間程度、学校の休業日は３時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うこととされている。

⁷ 総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度 (<https://www.japan-sports.or.jp/local/tabid1337.html>)

域クラブ活動へ、実施主体を学校から地域へと転換していくことを「地域移行」という名称で示してきたところ、上記の改革の理念や地域クラブ活動の在り方等をよりの確に表す観点から名称を変更することとする。

- 具体的には、①学校と地域を二項対立で捉えるのではなく、従来、学校内の人的・物的資源によって運営されてきた活動を広く地域に開き、地域全体で支えていくというコンセプトを明らかにするとともに、②活動内容等についても、学校部活動における部活動指導員等の配置等を意味する「地域連携」よりも更に取組を進め、地域に存在する人的・物的資源（学校の体育・スポーツ・文化施設を含む）を活用しながら、地域全体で支えることによって可能となる新たな価値を創出し、より豊かで幅広い活動を可能とすること⁸を目指していくという意図を込めて、「地域移行」から、「地域展開」という名称に変更することとする⁹。

（以下では、これまで「地域移行」と呼んできたものを「地域展開」と記載する。また、「地域展開」と「地域連携」をまとめて指し示す場合には「地域展開等」と記載する。）

【地域全体で連携して行う取組に関する名称の整理】

現行	見直し
「 <u>地域移行</u> 」 ※学校部活動から地域クラブ活動への転換	「 <u>地域展開</u> 」
「地域連携」 ※学校部活動における部活動指導員等の配置や合同部活動等 ¹⁰ の実施	「地域連携」 (変更なし)

（４）改革を進めるに当たっての基本的な考え方

- 今後、新しい地域スポーツ・文化芸術創造等を更に進めるための具体的な方針や取組については後述のとおりであるが、それらの前提として踏まえるべき基本的な考え方は以下のとおりである。

⁸ これまで学校部活動に参加していなかった、運動が苦手な子どもや学校に馴染めない子ども、支援・配慮が必要な子どもを含めて、広く地域で活動ができるよう留意することも重要である。

⁹ 「地域展開」は、生徒のスポーツ・文化芸術活動を、学校が主体となる学校部活動から地域が主体となる地域クラブ活動へと転換していくことであり、学校部活動を実施するに当たって部活動指導員等の配置等を行う「地域連携」とは異なる。なお、地域が主体となる地域クラブ活動の実施に当たっても、学校施設の活用、地域クラブ活動への参加を希望する教師の兼職兼業、学校からの情報提供等といった学校との連携は図る必要があり、地域展開をした場合にも、学校は地域の一部として関わりを持つことになる。

¹⁰ 複数校の生徒が拠点校の学校部活動に参加する拠点校部活動を含む。

- ・ 上記の改革の理念やこれからのスポーツ・文化芸術活動に期待される役割や意義に照らして、現状の学校部活動の課題や地域の状況を捉えなおし、地域全体で活動を支えることが、生徒にとって望ましい環境づくりに必要であるという認識を改革に関わる幅広い関係者において共有しながら、地域展開等に取り組むこと。¹¹
 そのためにも、国が先頭に立って、改革の理念や改革の進め方、費用負担の在り方等について丁寧な周知・広報を行っていくことが重要であること。
- ・ 上記の改革の理念を実現し、地域展開等を着実に進めることが最も重要であり、その実現のための具体的手法については、地域の実情に応じた多様な選択肢を認めていくこと。
- ・ これからのスポーツ・文化芸術活動に期待される役割や意義に照らして、活動の場を増やすだけではなく、活動内容の質的な向上も図ること。その際には、参加者が中学生であることを踏まえた、適切な資質・能力を備えた指導者による良質な指導が行われることが重要であること。
- ・ 地理的要因や指導者不足といった事情に関わらず活動できるようにすることが極めて重要であり、対面での指導とデジタル技術を活用した遠隔指導やデジタル動画による自主学習等を最適に組み合わせるなど、新たな手段も最大限活用しながら取組を進めること。
- ・ 地域の実情等に応じて継続的かつ円滑に、地域展開等を進められるよう、受益者負担と公的負担とのバランス等の費用負担の在り方を検討し、国・都道府県・市区町村が支え合いながら適切な支援を行うこと。

2. 改革推進期間の成果と課題

- 文部科学省では、現行ガイドラインにおいて、令和5年度から令和7年度までを「改革推進期間」として示し、令和5年度から、学校部活動の地域連携や地域スポーツ・文化クラブ活動への展開に向けた環境の一体的な整備を進めるため、地域クラブ活動への展開に向けた実証事業（以下「実証事業」という。）等に取り組んできた。この実証事業等を通じて、地方公共団体による取組が着実に進捗しているとともに、既に休日の地域展開を進め、全ての学校部活動を地域クラブ活動に転換し、広く地域全体で充実させ、多様な活動を提供している地方公共団体や、令和7年度末又は令和8年度末までに全ての学校部活動を地域クラブ活動に転換することを目指している地方公共団体も存在しており、今後も更に改革が進捗していく見込みとなっている¹²。

¹¹ 教員勤務実態調査の結果や質の高い公教育の再生等の観点を踏まえつつ、学校教育の質の向上にも資する学校における働き方改革の推進を図ることについても十分に考慮することが必要である。

¹² スポーツ庁・文化庁「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラ

- これらの取組の進捗としては、取り組む地方公共団体の数や地域クラブ活動として実施する活動数といった量的なものだけでなく、活動内容の質的側面でも地方公共団体等の創意工夫により、地域のスポーツ・文化資源を活用した多様な取組が実施されている。地域の実情に応じた運営形態（市区町村運営型や地域スポーツ団体等運営型等）のモデルや、地域クラブ活動の運営団体・実施主体の体制整備、指導者の確保、活動場所への移動手段等の課題の解決に向けた方策等も見出されており、他の地域の参考となる取組が進められている¹³。
- 一方で、現行ガイドラインでは、「改革推進期間」において、まずは休日の学校部活動の段階的な地域展開等を進めることとし、地域の実情等に応じて可能な限り早期の実現を目指すことを示してきたところであるが、まだ改革途上にある地方公共団体も多い状況である。既に改革を進めている地方公共団体においても、指導者の確保をはじめとした様々な課題に直面し、課題の解決に時間を要している場合等もある。
- このため、こうした改革途上にある地方公共団体等においても、当該地域における将来的な中学生世代の人口動向や学校部活動の現状等を踏まえつつ、地域の実情に応じた多様で持続可能なスポーツ・文化芸術環境が着実に整備されるよう、これまでの改革の歩みを止めず、より一層の改革を進めていくことが必要である。そのためにも、国において実証事業における成果と課題の整理・分析を行い、改革を進めるに当たっての課題の解決方策等も明らかにし、広く普及していくことが重要である。

3. 今後の改革の方向性

（１）基本的方針

- 現行ガイドラインでは、令和５年度から令和７年度までの３年間を「改革推進期間」と位置付けて国としての支援を行うこと、まずは休日の学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行について地域の実情等に応じて可能な限り早期の実現を目指すこと等を示しており、これに基づき、多くの地方公共団体において、計画的に取組が進められてきたところである。
- 15歳未満の子供の数は43年連続で減少しており（令和６年４月１日現在）¹⁴、「改革推進期間」終了後となる令和８年度以降についても、中学生世代の今後の人口動向の推計では、生徒数が減少傾向となっている。そのため、引き続き、生徒が将来にわたって

インに係るフォローアップ調査結果」（令和６年８月）を参照

運動部（https://www.mext.go.jp/sports/content/20240821-spt_oripara-000037466_0051.pdf）、文化部（https://www.mext.go.jp/sports/content/20240827-spt_oripara-000037466_00052.pdf）

¹³ 「令和５年度 運動部活動の地域移行等に向けた実証事業事例集（令和６年８月スポーツ庁）」

（https://www.mext.go.jp/sports/content/20240905-spt_oripara-000028259_04_1.pdf）や、

「文化部活動の地域移行等に向けた実証事業事例集（令和６年８月文化庁）」

（https://www.bunka.go.jp/seisaku/geijutsubunka/sobunsai/pdf/94120201_01.pdf）などを参照

¹⁴ 総務省「人口推計」（令和６年５月）

継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実していくことは急務であり、地方公共団体において、より一層、計画的に取組を促進していくことができるよう、国として、次期の改革期間を設定し、その改革期間における取組方針等を明らかにする必要がある。

その際、「改革推進期間」における取組状況等を踏まえ、次期改革期間においては、休日の地域展開を本格的に進めるとともに、これまで具体的な方針を示していなかった平日の取扱いについても考え方を整理する必要がある。

- 国の取組方針を踏まえながら、地方公共団体が具体的な改革を進めるに当たっては、幅広い関係者の理解と協力の下、平日・休日を通じた活動を包括的に企画・調整し、多様な選択肢の中から地域の実情等にあった望ましい在り方を見出し、改革の方針を決定することが重要である。地方公共団体における改革の進め方として、休日の地域展開とともに、平日の地域展開もあわせて、できるところから取り組むことなどもあり得る。

地方公共団体において、この改革の方針を決定した場合には、方針の理由や、改革の全体像、段階的に改革を進める場合のロードマップ等を含め、学校と連携し、生徒・保護者等に丁寧に説明を行うことが必要である。

（２）改革の進め方

①休日における取組方針

- 休日については、国の実証事業等を通じて着実に学校部活動の地域展開が進んできており、今後も更に進んでいく見通しである¹⁵。中には、既に地域展開を進め、全ての学校部活動を地域クラブ活動に転換し、広く地域全体で充実させ、多様な活動を提供している地方公共団体や、令和７年度末又は令和８年度末までに、全ての学校部活動を地域クラブ活動に転換することを目指している地方公共団体もある。
- このように、全国的に休日の地域展開が着実に進んでいることを踏まえるとともに、改革途上にある地方公共団体においても計画的に取組を進めることができるよう、休日については、次期改革期間内において、原則として、全ての学校部活動において地域展開を実現し、地域クラブ活動に転換することを目指すことが考えられる。その際、地域の実情等を踏まえつつ、できる限り前倒しでの実現を目指すことが望ましい。
- 中山間地域や離島をはじめ、特殊な事情により地域展開に困難を伴う場合等も想定されることから、国としても、きめ細かなサポートを通じて地域展開の後押しをする必要がある。なお、それでも次期改革期間内での地域展開が困難な場合には、当該地方公共団体において、将来的な方向性や計画等の検討を進めるとともに、当面、学校部活動の地域連携として部活動指導員の配置等を適切に実施することも考えられる。

¹⁵ スポーツ庁・文化庁「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインに係るフォローアップ調査結果」（令和６年８月）によると、休日の運動部活動における地域展開の現状・見通し（学校部活動数ベース）は以下のとおりとなっている。

令和５年度（実績）：１０％ ⇒ 令和６年度：２１％ ⇒ 令和７年度：３７％ ⇒ 令和８年度：５５％

②平日における取組方針

- 平日についても、学校部活動の地域展開の取組を進めている地方公共団体もあるが、指導者確保をはじめとする課題も多く、休日と比べると、全体として取組の進捗は緩やかな状況にある¹⁶。また、令和5年度からの実証事業においては、休日における学校部活動の地域展開に関する取組を主な対象としていることもあり、平日については未だ取組の参考となる地方公共団体の事例の蓄積が十分ではない状況にある。
- こうした状況に鑑み、平日については、先行して地域展開等を進めている地方公共団体の実践例等も踏まえ、次期改革期間において各種課題を解決しつつ更なる改革を推進する。まずは、国において、地方公共団体が実現可能な活動の在り方や課題への対応策の検証等を行うとともに、地方公共団体においては、平日・休日を通じた活動を包括的に企画・調整しつつ、地域の実情等に応じた取組を進めることとする。

（３）次期改革期間の設定

- これまで、国として「改革推進期間」（令和5年度～令和7年度）を定め、地方公共団体における計画的な取組を促してきた結果、全国的に休日の学校部活動の地域展開が着実に進んできており、今後とも、地方公共団体において、より一層、計画的に取組を促進していくことができるよう、国として次期の改革期間を具体的に設定する必要がある。
- 改革期間の設定については、これまで、試行錯誤しながら改革を進めたり、関係者の合意形成や条件整備等のために時間を要していたりする地方公共団体等においては、現行の改革推進期間（3年間）が短いという指摘もある一方、先行して取組を進めている地方公共団体等においては、期間が長すぎると迅速に改革が進まなくなるという懸念もあるなど、地方公共団体においても期間の捉え方は様々な状況である。
- このような状況を踏まえ、次期改革期間において、地方公共団体が中長期的な見通しと短期的な目標の双方を持ちつつ、休日における学校部活動の地域展開等の確実な実行・定着や平日における改革に取り組むことができるよう、次期改革期間（仮称：「改革実行期間」）は、前期3年間（令和8年度～令和10年度）、後期3年間（令和11年度～令和13年度）の計6年間として設定することが考えられる。
- その際、地方公共団体が着実に改革に取り組むためにも、前期終了後には、当該期間における取組等の中間評価を行い、その結果も踏まえ、後期における更なる取組を推進することが重要である。
- また、現時点で休日の地域展開等に着手していない地方公共団体においても、次期改革期間での実現に向け、前期3年間（令和8年度～令和10年度）の間には、確実に地域展開等に着手することが必要である。

¹⁶ スポーツ庁・文化庁「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインに係るフォローアップ調査結果」（令和6年8月）によると、平日の運動部活動における地域展開の現状・見通し（学校部活動数ベース）は以下のとおりとなっている。

令和5年度（実績）：4% ⇒ 令和6年度：7% ⇒ 令和7年度：13% ⇒ 令和8年度：22%

- 平日の改革については、前期の間、国においては、先行して地域展開等を進めている地方公共団体の実践例等も踏まえ、地方公共団体が実現可能な活動の在り方や課題への対応策の検証等を行った上で、中間評価の段階で改めてその後の取組方針を定め、更なる改革を推進していくことが考えられる。

（４）次期改革期間における費用負担の在り方等

- 上記の方針等に基づき、地方公共団体において、地域の実情等に応じて安定的・継続的に取組が進められるよう、次期改革期間に向けて、受益者負担と公的負担とのバランス等の費用負担の在り方等を検討する必要がある。
- その際、公的負担については国・都道府県・市区町村で支え合うことが重要であることや、企業版ふるさと納税やガバメントクラウドファンディング¹⁷をはじめとした寄附等の活用、民間企業との連携等、受益者負担と公的負担以外の新たな財源の確保等も有効に組み合わせていくことが重要であることについても留意する必要がある。
- 特に、家庭の経済格差が生徒の体験格差につながることをないように、経済的に困窮する世帯の生徒への支援については確実に措置を行う必要がある。

（５）更なる改革のために特に地方公共団体等に伝えるべきこと

- スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）（第 21 条）や文化芸術基本法（平成 13 年法律第 148 号）（第 35 条）において、地方公共団体が地域におけるスポーツや文化芸術の振興のための事業への支援等の施策を実施する主体として位置付けられていることから、新しい地域スポーツ・文化芸術創造等についても、地方公共団体において、地域のニーズや課題を把握するための協議会の設置や、住民や関係団体等に対して方針を示すための推進計画の策定等の取組を主体的に進めていくことが期待される。
- 改革を円滑に進めるためには、地方公共団体とともに、地域における総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、文化芸術団体、社会教育施設、民間事業者、大学、地域の中学校体育連盟、スポーツ推進委員等と適切に役割分担を行い、幅広い関係者が連携・協働しながら一体となって取組を進める必要がある。併せて、改革の進捗や先行事例等の情報を、より一層確実に関係者へ伝えることも重要である。
- 既に、多くの地方公共団体では、それぞれの地域の実情に応じて改革に着手しており、こうした地方公共団体においては、改革の理念を踏まえ、生徒の豊かで幅広い活動機会を保障していくため、更に取組を深化させていくことが期待される。

¹⁷ 地方公共団体が実施するクラウドファンディング。地方公共団体が抱える問題解決のために、寄附金の具体的な用途を明確化した上で、ふるさと納税制度を活用した寄附を募る仕組み。

- 一方で、関係団体等との合意形成や条件整備等のため、改革に時間を要しており、これから改革に取り組む地方公共団体もある。こうした地方公共団体においては、早急に、実態把握、協議会の設置や推進計画の策定等の体制整備・方針策定に取り組むとともに、これまでの実証事業等の成果である先行事例も踏まえつつ、まずは休日から地域展開を進めていくことが考えられる。その際、生徒のニーズが高い競技種目等、関係団体等との調整が整った競技種目等から段階的に地域展開を進めていくことも考えられる。
- 地方公共団体において取組を進めるに当たっては、改革の理念を実現し、地域展開等を着実に進めることが最も重要であり、その実現のための具体的手法については、地域ごとの実情等に応じた多様な形態が想定される。

4. 地方公共団体における体制整備等

(1) 地方公共団体内における推進体制の整備

- これまでに学校部活動の地域展開に取り組んでいる地方公共団体では、例えば、首長部局のスポーツ担当部署が地域におけるスポーツ・文化芸術の振興の観点から取組を進めている場合や、教育委員会の学校部活動を所管する部署が取組を進めている場合等、それぞれの状況に応じた推進体制を整備している。
- 一方で、新しい地域スポーツ・文化芸術創造等を進めていくに当たっては、既存の枠組みに捉われず、それぞれの地域における資源を最大限活用し、持続可能で豊かなスポーツ・文化芸術環境を整備していくことが重要であり、個別の部署のみで取組を進めるのではなく、教育、スポーツ、文化、福祉、まちづくり、財政等を担当する様々な部署が一体となって取組を進めていくことが求められる。
- この点、取組が進んでいる地方公共団体においては、幅広い関係者の理解と協力の下、改革を円滑かつ継続的に進めるため、部活動改革に関する専門部署や専門の役職が設置されている。
- また、地方公共団体において地域クラブ活動の運営や実施が円滑に行われるよう、学校部活動の地域展開に関する課題の解決に向けた伴走支援や、地方公共団体と地域のスポーツ・文化芸術の関係団体等との橋渡しの役割等を担う「総括コーディネーター」を配置し、地域の実情に即した形で取組が進められている。
- こうした事例等も踏まえ、地方公共団体においては、現行ガイドラインにおいて求められている関係者による協議会の設置に加え、新しい地域スポーツ・文化芸術創造等に向けて、専門部署の設置や総括コーディネーターの配置等、適切な推進体制を整備していくことが重要である。

（２）都道府県の役割及び複数の地方公共団体が関わる広域的な対応

- 「改革推進期間」における学校部活動の地域展開等の状況として、都道府県毎に、協議会の設置状況や推進計画の策定状況¹⁸、実証事業の実施地域数¹⁹等をみると、域内の市区町村の取組状況が大きく異なっている。
- 域内の市区町村において取組が進んでいる都道府県においては、都道府県が具体的な推進計画・方針等を策定し、域内の市区町村に対して都道府県の推進計画・方針等を丁寧に説明するとともに、総括コーディネーターやアドバイザーの派遣、市区町村の担当者を対象にしたシンポジウム・説明会の開催等を通じて市区町村の取組を伴走支援している場合が多い。このほかにも、指導者研修会の実施を通じた指導者の発掘や資格取得促進、地域クラブ活動の運営団体の体制整備に向けたサポート、都道府県内の企業に対し協力・支援等を募る仕組みの構築等の取組も行われている。
- このように、都道府県が広域自治体として改革に向けたリーダーシップを発揮するとともに、市区町村に対して必要な支援をきめ細かく行うことは、対応に困難を抱える市区町村を含めて、今後、更なる改革を進めていくために重要となる。
- また、一つの市区町村において、地域クラブ活動の運営団体や実施主体の整備、指導者の確保等に関して十分な対応が困難な場合には、必要に応じて都道府県による支援を受けつつ、複数の市区町村による広域連携の取組を進めることも重要である。

5. 学習指導要領における取扱い²⁰

- 地域クラブ活動は、学校外の活動ではあるものの、教育的意義を有する活動であり、生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障するものである。そのため、活動の実施に当たっては、地域クラブと学校との連携が大切である。
- 実態としては、現時点における地域展開等の進捗状況・見通しを踏まえると、今後、休日を中心に、地域クラブ活動が広く普及・定着していくことが見込まれる一方で、当面は、平日を中心に学校部活動が存続する学校も一定程度あることが想定される。
- 今後、こうした地域クラブ活動の意義や地域展開の進捗等の実態を踏まえつつ、学習指導要領の次期改訂時にあわせて、学校部活動と地域クラブ活動に関する記載の在り方を検討する必要がある。その具体的な内容については、最終とりまとめまでに更に検討を深めることとする²¹。

¹⁸ スポーツ庁・文化庁「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインに係るフォローアップ調査」（令和6年8月）

¹⁹ 令和6年度 地域クラブ活動への移行に向けた実証事業実施予定先等

²⁰ なお、学習指導要領解説については、別途、現行ガイドラインの記載等に沿った見直し（学校と地域クラブとの連携等に関する記載の新設等）が令和6年12月に行われる予定。

²¹ 本実行会議の最終とりまとめで一定の方向性を示した後、中央教育審議会に報告。

Ⅱ 各論（個別課題への対応等）

以下の事項等について、実証事業における取組・成果の分析等も踏まえ、最終とりまとめまでに、ワーキンググループにおいて更に検討を深めることとする。

1. 地域クラブ活動を担う運営団体・実施主体の体制整備

（組織体制・財政基盤の整備、ICT 活用による事務処理の効率化等）

2. 指導者の質の保障・量の確保

（多様な人材の発掘・マッチング・配置、大学生の活用、指導を望む教師の兼職兼業の推進、ICT の効果的活用、適切な資質・能力を備えていることを保証する指導者資格の在り方の検討、研修の充実、平日と休日の一貫指導（地域クラブと学校の連携強化等）等）

3. 活動場所の確保

（学校施設の優先利用・使用料の減免等のルール作り、スマートロック等による鍵の受け渡しの負担軽減、指定管理者制度の活用促進等）

4. 活動場所への移動手段の確保

（スクールバスの有効活用、地域公共交通との連携等）

5. 大会やコンクールの運営の在り方

（地域クラブの参加促進、運営体制の整備・運営方法等（教師の引率等の負担軽減や教師に頼らない大会運営の在り方を含む））

6. 生徒・保護者等の関係者の理解促進

（効果的な周知・広報等）

7. 生徒の安全確保のための体制整備

（事故等の防止（指導者による適切な管理等）、暴力・暴言等の不適切行為の防止、事故等や不適切行為が発生した場合の責任の所在の明確化、生徒及び指導者の保険への加入、地域の専門家のネットワーク化、トレーナーの効果的な活用・資格の在り方検討等）

8. 障害のある生徒の活動機会の確保

（体制整備等において考慮すべき特有の事情、障害者対応指導ツールの活用や研修等を通じた指導者の資質・能力の向上等）

【参考１】委員名簿

地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議 委員名簿

(五十音順、敬称略)

	青海 正	東京都大田区立志茂田中学校校長、全日本中学校長会会長、 公益財団法人日本中学校体育連盟会長
	石津谷 治法	一般社団法人全日本吹奏楽連盟理事長
	市川 裕二	東京都立立川学園統括校長、全国特別支援学校校長会副会長、 全国特別支援学校文化連盟会長
	伊藤 定勉	滋賀県犬上郡豊郷町長、全国町村会理事
	上村 一郎	香川県東かがわ市長
	太田 敬介	公益社団法人日本 PTA 全国協議会会長
	大村 秀章	愛知県知事、全国知事会文教・スポーツ常任委員会委員長
	金崎 良一	長崎県長与町教育委員会教育長
	河合 純一	公益財団法人日本パラスポーツ協会常務理事
座長代理	北山 敦康	静岡大学名誉教授、NPO 法人しずおか音楽文化支援協議会理事長
	木村 博明	富山県朝日町教育委員会教育長
	栗山 陽一郎	TMI 総合法律事務所パートナー弁護士
座長	小路 明善	アサヒグループホールディングス株式会社取締役会長兼取締役会議長
	貞広 斎子	千葉大学教育学部教授・副学長
	佐藤 嘉晃	静岡県掛川市教育委員会教育長
	佐野 哲郎	新潟県教育委員会教育長
	須黒 清華	フリーアナウンサー
	高橋 善之	秋田県大館市教育委員会教育長
	富所 浩介	読売新聞東京本社論説副委員長
座長代理	友添 秀則	環太平洋大学体育学部教授
	野口 由美子	全国中学校文化連盟理事長
	長谷川 冴子	一般社団法人全日本合唱連盟理事長
	原 晋	青山学院大学陸上競技部監督・地球社会共生学部教授
	益子 直美	日本スポーツ少年団本部長
	水鳥 寿思	慶應義塾大学総合政策学部准教授、株式会社 MIZUTORI 代表取締役
	森岡 裕策	公益財団法人日本スポーツ協会専務理事
	諸橋 寛子	一般財団法人 UNITED SPORTS FOUNDATION 代表理事、 公益財団法人諸橋近代美術館評議員
	柳沢 和雄	公益社団法人全国スポーツ推進委員連合専務理事、 武庫川女子大学健康・スポーツ科学部スポーツマネジメント学科長・教授
	渡邊 優子	NPO 法人希楽々理事長、総合型地域スポーツクラブ全国協議会幹事長、 新潟県村上市スポーツ推進委員

地域スポーツクラブ活動ワーキンググループ 委員名簿

(五十音順、敬称略)

	池田 敦司	一般社団法人大学スポーツ協会専務理事、仙台大学体育学部教授
	石川 智雄	新潟県長岡市教育委員会学校教育課部活動地域移行担当課長
	石塚 大輔	スポーツデータバンク株式会社代表取締役
	磯貝 美奈子	公益財団法人日本陸上競技連盟強化部長
	稲垣 和希	イマチャレ制作委員、 エデュシップ株式会社エデュケーショナル・リサーチ・イノベーター、 つくば市ジュニアスポーツ・文化活動地域展開コーディネーター
	浦野 善裕	岐阜県教育委員会体育健康課長
	影山 雅永	公益財団法人日本サッカー協会技術委員会委員長
主査代理	金崎 良一	長崎県長与町教育委員会教育長
	金沢 敬	公益財団法人日本スポーツ協会事務局長代理
	駒崎 彰一	渋谷区立原宿外苑中学校校長
	酒井 裕史	コナミスポーツ株式会社地域スポーツ事業部長
	新宮領 毅	公益財団法人日本中学校体育連盟専務理事
主査	友添 秀則	環太平洋大学体育学部教授
	中山 登	徳島県教育委員会特別支援教育課長
	星川 智哉	ソフトバンク株式会社コンシューマ事業推進統括サービス企画本部 コンテンツ推進統括部スポーツ企画2部長
	松尾 哲矢	立教大学スポーツウエルネス学部教授
	三上 真二	公益財団法人日本パラスポーツ協会参事
	山本 明	公益財団法人日本バスケットボール協会育成テクニカル推進セクション シニアマネージャー
	渡邊 秀二	長野県南佐久郡佐久穂町教育委員会教育長、南佐久郡中学校部活動運営委員会長
主査代理	渡邊 優子	NPO 法人希楽々理事長、総合型地域スポーツクラブ全国協議会幹事長、 新潟県村上市スポーツ推進委員

地域文化芸術活動ワーキンググループ 委員名簿

(五十音順、敬称略)

	池上 潤子	静岡県教育委員会義務教育課指導監
	大坪 圭輔	武蔵野美術大学名誉教授、公益社団法人日本美術教育連合代表理事
主査	北山 敦康	静岡大学名誉教授、NPO 法人しずおか音楽文化支援協議会理事長
主査代理	木村 博明	富山県朝日町教育委員会教育長
	栗山 大和	公益財団法人掛川市文化財団事業部施設管理係・文化振興事業係主事補兼地域部活担当
	清水 健司	一般社団法人全国邦楽器組合連合会理事長、株式会社ツタヤ楽器代表取締役
	鈴木 健一郎	新潟県佐渡市教育委員会教育次長
	戸ノ下 達也	一般社団法人全日本合唱連盟理事、都留文科大学・明星大学非常勤講師
	西野 直樹	兵庫県加古郡播磨町立播磨中学校校長、NPO 法人スポーツクラブ21はりま理事長
主査代理	野口 由美子	全国中学校文化連盟理事長
	星 弘敏	一般社団法人全日本吹奏楽連盟常任理事

【参考２】これまでの実行会議及びワーキンググループにおける審議経過

<実行会議>

- 第１回 令和６年８月２３日（金）１０：００～１２：００
 - （１）座長の選任等について
 - （２）会議の運営等について
 - （３）論点に関する議論
 - （４）その他

- 第２回 令和６年１２月１０日（火）１５：００～１７：００
 - （１）中間とりまとめ（案）に関する議論
 - （２）その他

<地域スポーツクラブ活動ワーキンググループ>

- 第１回 令和６年８月２９日（木）１０：００～１２：００
 - （１）論点に関する議論
 - （２）その他

- 第２回 令和６年９月１８日（水）１５：００～１７：００
 - （１）自治体からのヒアリング（静岡県掛川市・北海道北見市）
 - （２）論点に関する議論
 - （３）その他

- 第３回 令和６年１０月２３日（水）１０：００～１２：００
 - （１）中間とりまとめ骨子案について
 - （２）学習指導要領解説の見直しに関する議論
 - （３）その他

- 第４回 令和６年１１月上旬～中旬（持ち回り審議）
 - （１）中間とりまとめ（素案）について

<地域文化芸術活動ワーキンググループ>

●第1回 令和6年9月3日（火） 13：30～15：30

- （1）論点に関する議論
- （2）その他

●第2回 令和6年9月26日（木） 10：00～12：00

- （1）自治体等からのヒアリング（山口県長門市・東かがわクラブ（香川県））
- （2）論点に関する議論
- （3）その他

●第3回 令和6年10月24日（木） 10：00～12：00

- （1）中間とりまとめ骨子案について
- （2）学習指導要領解説の見直しに関する議論
- （3）その他

●第4回 令和6年11月上旬～中旬（持ち回り審議）

- （1）中間とりまとめ（素案）について